

八女市小規模工事等契約参加資格登録申請の手引き

1 制度の目的

この制度は、入札参加有資格者登録を行っていない方で、八女市が発注する小規模な工事及び修繕の受注を希望する方を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。

2 対象となる工事等

対象となる小規模工事等は、八女市が発注する小規模な建設工事や修繕等において、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもので、一件の契約金額が100万円未満のものを対象とします。

3 登録できる方

小規模工事等の受注希望者として登録できる方は、八女市内に主たる事業所（本店）を置いて建設業を営んでいる方です。

※建設業等の許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次に該当する方は除かれます。

【次のいずれかに該当する方は、登録することができません。】

- （1）八女市内に主たる営業所（本店）を有しない方。
- （2）契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方。
- （3）建設工事にかかる八女市競争入札参加資格登録を行っている方。
- （4）希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない方。
- （5）八女市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納している方。
（法人は、法人及び市内居住役員全員）
（個人は、代表者及び代表者と同一世帯の親族）
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者。

4 登録できる業種数 最大3業種まで

いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録してください。

小規模工事等の種類及び具体例

N o	業 種	工 事 の 例 示
1	土木一式工事	道路（側溝等）・下水（マンホール等）・水路（護岸等）の修繕工事
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、土工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等の修繕工事
9	管工事	空調設備工事、給排水・給油設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等の修繕工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、砂・砂利舗装工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付け工事
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事等
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上り工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上り工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等の修繕工事
20	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事等の修繕工事
23	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
24	さく井工事	さく井工事等
25	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
26※	解体工事	工作物解体工事
27	その他の工事	上記にあてはまらない工事

※解体業の登録を希望の方は、解体工事業の登録が必要です。証明書の写しを添付してください。なお、「土木工事業」「建築工事業」「解体工事業」の建設許可を受けている場合は解体工事業の登録は必要ありません。

5 登録申請の方法

登録を希望される方は、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 八女市小規模工事等契約参加資格審査申請書（様式第1号）

※見積書提出依頼時など、すぐに連絡が取れるよう、緊急連絡先欄もご記入ください。

(2) 技術者経歴書（公共工事・その他の工事）

※雇用主及び自社で雇用している技術者をご記入ください。

(3) 希望する業種の資格、免許等を証明する書類の写し

※希望業種の履行に際し、許可・資格・免許が必要な業種は、それを証明する証明書の写しが必要です。

(4) 工事経歴書（公共工事・その他の工事）

※継続して申込まれる場合は、前回提出時に記載された以降の経歴のみ記入してください。

(5) 八女市税等の滞納状況調査への同意書

※この同意書は、市税、国民健康保険税及び税外徴収金について滞納状況を市が調査することへ同意いただくものです。

※調査対象は、【水道料金、下水道使用料、受益者負担金、道路・水面使用料、住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料】で、申請日現在で納期限が到来しているものといたします。調査により納付の確認ができないものがある場合は、代表者様にご連絡させていただきます。

(6) 八女市税等滞納状況調査対象者名簿

法人業者：役員名簿 個人業者：代表者及び同一世帯親族名簿

(7) 法人業者：登記簿謄本（写し可）（申請日以前3カ月以内発行のもの）

(8) 個人業者：身分証明書（写し可）（申請日以前3カ月以内発行のもの）

※身分証明書発行場所	八女市役所本庁	市民課市民係
	各支所	市民生活福祉課

(9) 工事实績がわかる完成写真等

※自社を PR するために、適当なものがあれば提出ください。随時受け付けます。なお、前回までに提出されたものは、こちらで今回受付分に移しますので重複して提出されなくても結構です。

6 受付期間及び登録申請書類提出場所

□受付期間：随時受付（土・日・祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分まで

□提出場所：八女市役所本庁 総務課契約係

7 提出書類審査

八女市役所本庁総務課契約係にて、市税等の滞納がないことも含めて申請書類を審査します。審査後、登録通知を送付いたします。

8 登録有効期間 ※2年間の有効期間となります。

令和5年10月1日～令和7年9月30日

(ただし、随時受付の場合は名簿登載日から有効期間の満了日までとします。)

9 登録事項の変更等

登録名簿に登載された方で、登録事項に変更があった時や事業を廃止した時には、小規模工事等契約参加資格者変更届・廃止届を、速やかに提出してください。

10 登録の取り消し

登録名簿に登載されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- (1) 倒産または破産した場合
- (2) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正または不誠実な行為があった場合
- (3) 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員である場合

11 登録有効期間の中間年審査

登録有効期間の中間年には、下記の確認を行います。

○希望する業種を履行するための必要な資格、免許等における更新確認。

○八女市税、国民健康保険税及び税外徴収金の滞納確認。

登録業者の方には、審査の通知をいたします。

12 名簿に登録されると

小規模工事等契約参加資格者名簿は庁内に公開し、入札参加有資格者名簿とともに小規模工事等の業者選定に活用されます。また、契約制度の透明性確保のため、閲覧簿を八女市ホームページにて公開します。

なお、市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納している期間は選定の対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

この名簿に登載されても選定や契約を約束するものではありません。

原則として複数の登録業者等から見積書を提出していただき、最低の価格の見積書を提出した業者と契約することになります。なお、見積りを依頼されても辞退することは自由ですが、必ず発注課に連絡をお願いいたします。

13 契約すると

契約金額が50万円以上の場合は、請負契約書を締結していただきます。

契約金額が30万円以上50万円未満の場合は、請書を作成し提出してください。

なお、契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。

施工は、八女市契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

14 受注代金の支払

施工完了後の検査に合格後（手直しがあつた場合はその完了後）、請求に基づき支払います。

受注代金の支払いは、正当な請求を受けた日から40日以内です。なお、前払金や部分払金はありません。

お問い合わせ

〒834-8585

福岡県八女市本町647番地

八女市役所本庁 総務課 契約係

TEL 0943-24-8020